（　案　）

（特定）使用成績調査実施契約書

　受注者 草加市立病院　と　発注者　**○○○○**　とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき発注者が販売又は製造している医薬品（以下「対象医薬品」という。）の**（特定）使用成績調査**（以下「本調査」という。）に関して、次のとおり契約を締結する。

　（総則）

第１条　受注者は、次に掲げる本調査を発注者の委託により実施する。

（１） 対象医薬品の名称

（２） 調査目的

（３） 調査予定症例数 **○症例**

（４） 調査予定期間 契約締結日　から　　　　**年　　月　　日**まで

（５） 契約期間 契約締結日　から　　　　**年　　月　　日**まで

（６） 調査担当責任医師　　**（科名） （医師名）**

（７） 調査担当医師　　　　**（科名） （医師名）**

　（調査費の納付）

第２条　発注者は、本調査に要する費用として１調査票につき、**○○**，**○○○**円（消費税含まず）を受注者に支払うものとし、調査票受領後に、受注者が指示する口座に振り込む方法にて支払うものとする。

　（本調査結果の報告）

第３条　受注者は、本調査成果を発注者の指定する調査票を使用して発注者に報告するものとし、本調査が終了したときは発注者に報告するものとする。なお、本調査の途中においても必要に応じて発注者に対し経過説明を行うものとする。

　（秘密保持）

第４条　受注者は、本調査の委託期間中及び本調査の委託期間終了後も本調査の実施により知り得た一切の知識を当該知識が公知となるまで、第三者に開示又は漏洩してはならない。

（本調査結果の公表等）

第５条　前条の規定にかかわらず、受注者は本調査の結果得られた学術的成果を学会及び学会誌等に発表できるものとする。ただし、受注者は、事前に文書により発表内容を発注者に通知するとともに、発表内容について発注者の承諾を得るものとする。

２　発注者は本調査により得られた情報及びその評価・分析結果を対象医薬品の再審査申請に使用することができる。また、対象医薬品の適正使用のための情報提供（専門の学会を含む、外部への発表等）に使用することができる。

３　受注者は、日本製薬工業協会の「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドラ

イン」に準拠して、以下の情報を発注者が使用･公表することに同意するものとす

る。ただし、公表は、発注者のウェブサイト等において実施するものとする。

⑴　受注者の名称

⑵　年間（発注者の会計年度）における製造販売後調査に関する契約件数および当

該契約に基づき発注者が受注者に支払った費用の総額

　（ＧＰＳＰの遵守）

第６条　受注者及び発注者は、調査を進めるに必要な「医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（ＧＰＳＰ）」（平成16年12月20日厚生労働省令第百七十一号）を遵守する義務を負う。法令が改正されて、本契約との間に矛盾が生じた場合は、法令の定めを優先して契約を履行するものとする。

　（補償）

第７条　本調査の実施中、対象医薬品の作用に起因して受注者と被調査者又はその保護者との間に紛争が生じ、かつ受注者に賠償責任が生じた場合は、受注者の故意又は重大な過失により発生した損害である場合を除き、発注者がその処理にあたるとともにその費用を負担するものとする。

　（調査の中止又は延期）

第８条　天災地変、火災、法令の制定改廃、医薬品に関する許認可の取消し、その他やむを得ない理由により本調査の継続が困難となったときは、受注者又は発注者は、本調査を中止又は延期することができる。

　（契約の解除）

第９条　受注者及び発注者は、一方の当事者がこの契約に違反した場合には、この契約を解除することができる。

　（個人情報の保護）

第１０条　 発注者はこの契約による本調査を実施するために個人情報を取り扱う場合においては、別記の個人情報の取扱についてを遵守しなければならない。

　（疑義等の決定）

第１１条　本契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、受注者・発注者協議して定めるものとする。

　この契約の締結の証として本書２通を作成し、受注者・発注者両者記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

**年　　月　　日**

埼玉県草加市草加二丁目２１番１号

受注者　　草加市立病院

　　 草加市病院事業管理者　矢　内　常　人　　㊞

　 発注者

別　記

個人情報取扱特記事項

（基本事項）

第１条　草加市立病院（以下「甲」という。）と本契約の相手方（以下「乙」という。）は、この契約による業務（以下「業務」という。）を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（秘密保持）

第２条　乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

２　乙は、業務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（作業場所の特定）

第３条　乙は甲の指定した場所又は乙の求めにより甲が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、甲の承認は書面でなければならない。

（厳重な保管及び搬送）

第４条　乙は、業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止するため、次に揚げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

　(1) 乙は甲の許可なく、甲の指定した場所又は甲が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

　(2) 乙は、個人情報等を甲から受けるとき又は甲に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者、その他必要な事項を記載した書面を甲と取り交わさなければならない。

（再委託の禁止）

第５条　乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

（委託目的以外の使用等の禁止）

第６条　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第７条　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時の報告業務）

第８条　乙は、業務に係りこの個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の返還又は処分）

第９条　乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、業務に係る個人情報を速やかに甲に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

（措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償）

第１０条　甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

（その他）

第１１条　乙は、第２条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。